

○警察本部当直実施要領の制定について（概要）

（平成6年福岡県警察本部内訓第36号）

この内訓は、福岡県警察処務規程（昭和51年福岡県警察本部訓令第3号）に基づき、警察本部当直の当直勤務に関し必要な事項を定めたものである。

主な内容として、

- 実施要領
- 増強当直
- 当直勤務の免除

などの項目からなっている。